

## 一般社団法人日本肝胆膵外科学会 倫理規範

第 1 条 当法人の会員は、医師の良心と医の倫理に従って、奉仕の精神に基づき専門性の高い医療を公平に社会に提供する。

第 2 条 会員は、肝胆膵領域を専門とする外科医として社会に貢献すべく、専門知識と技術の修得・修練に努める。

第 3 条 会員は、肝胆膵領域のみならず消化器外科全般の発展と進歩のために、医学の研究や新しい技術の開発とその修得に努める。

第 4 条 会員は、肝胆膵外科医療を受ける全ての人の人格や自己決定権ならびにプライバシーを尊重し、専門家として十分な説明を行うとともにその同意に基づく医療を行う。

第 5 条 会員は、医療における安全管理の徹底が、本学会にとっての重大な責務である事を認識し、医療体制の整備と評価や情報開示などにより、高い評価を得るべく努力する。

第 6 条 会員及び所属医療機関は、学会を通じて医療情報の開示に努め、国民の健康・福祉の向上に尽くす。